

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（認定高度保安実施者の認定に係る手数料の額）</p> <p>第二条の二 法第七十三条第一項の規定により別表第二の二の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p>別表第二の二（第二条の二関係）</p>			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
納付しなければならない者	金額	電子申請等による場合における金額	
一 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者（次の項に掲げる者を除く。） イ 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う者	四百三十二万 三千五百円	四百三十二万 二千五百円	

(ロ及びハに掲げる者を除く。)	ロ 法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う者であつて法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかつたもの	百五万五千二百円	百五万四千二百円
ハ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う者であつて自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの	二百二十万六千六百円	二百二十万六千六百円	
ニ 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止して保安検査を行う者(ホ及びヘに掲げる者を除く。)	四百三十万千七百円	四百三十万八千四百円	
ホ 法第三十九条の十三の	百三万三千四	百三万二千四	

<p>認定の更新を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止して保安検査を行う者であつて法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかつたもの</p>	<p>百円</p>	<p>百円</p>
<p>へ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止して保安検査を行う者であつて自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの</p>	<p>二百十九万七 百円</p>	<p>二百十八万九 千七百円</p>
<p>ト イ及びニの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者</p>	<p>五百七十四万 八千三百円</p>	<p>五百七十四万 七千三百円</p>
<p>チ ロ及びホの認定の更新を同時に受けようとする者</p>	<p>百九万八千七 百円</p>	<p>百九万七千七 百円</p>
<p>リ ハ及びヘの認定を同時に受けようとする者</p>	<p>三百六十八万 二千五百円</p>	<p>三百六十八万 千五百円</p>
<p>二 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者</p>	<p>二百十九万七 百円</p>	<p>二百十八万九 千七百円</p>

<p>とする者のうち高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第20号。以下この項において「令」という。）第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとするもの</p>	<p>六百三十七万 六千百円</p>	<p>六百三十七万 五千百円</p>
<p>イ 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設の運転を停止することなく保安検査を行うもの（ロからへまでに掲げる者を除く。）</p>	<p>六百六十八万 八千七百円</p>	<p>六百六十八万 七千七百円</p>
<p>ロ 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設に係る設備の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施設の運転を停止することなく保安検査を</p>	<p>六百六十八万 八千七百円</p>	<p>六百六十八万 七千七百円</p>

行うもの（二に掲げる者を除く。）

ハ 法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち令第十条の

百六十一万四千二百円

二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、かつ、法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかつたもの（二に掲げる者を除く。）

ニ 法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち令第十条の

百七十万六千六百円

二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設に係る設備の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、

かつ、法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかったもの

ホ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、かつ、自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの（へに掲げる者を除く。）

三百九十四万六千八百円
三百九十四万五千九百円

ヘ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設に係る設備の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、かつ、

四百十五万九千三百円
四百十五万八千三百円

自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの	六百三十五万 四千三百円	六百三十五万 三千四百円
ト 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設の運転を停止して保安検査を行うもの（千及びりに掲げる者を除く。）	百五十九万三 千四百円	百五十九万二 千四百円
チ 法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設の運転を停止して保安検査を行い、かつ、法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかつたもの	三百九十三万 六千円	三百九十三万 五千円
リ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者	三百九十三万 六千円	三百九十三万 五千円

<p>のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設の運転を停止して保安検査を行い、かつ、自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの</p>	<p>八百四十万八千四百円</p>	<p>八百四十万七千五百円</p>
<p>ヌ イ及びトの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者</p>	<p>八百四十万八千四百円</p>	<p>八百四十万七千五百円</p>
<p>ル ロ及びトの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者</p>	<p>八百七十八万五 五百円</p>	<p>八百七十七万九千五百円</p>
<p>ヲ ハ及びチの認定の更新を同時に受けようとする者</p>	<p>百六十五万八千七百円</p>	<p>百六十五万七千七百円</p>
<p>ワ ニ及びチの認定の更新を同時に受けようとする者</p>	<p>百七十五万千 百円</p>	<p>百七十五万百 円</p>
<p>カ ホ及びリの認定を同時に受けようとする者</p>	<p>五百六十四万七千四百円</p>	<p>五百六十四万六千五百円</p>
<p>ヨ ヘ及びリの認定を同時に受けようとする者</p>	<p>五百九十一万九千三百円</p>	<p>五百九十一万八千三百円</p>

